

公益財団法人富山県交通安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富山県交通安全協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会の主たる事務所を富山市高島 62 番地1に置く。

2 協会の従たる事務所を別表第1のとおり置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、交通道德の向上と交通事故防止活動の推進に努め、もって富山県内における交通安全の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民に対する交通安全活動の推進に関する事業
- (2) 運転者に対する交通安全講習等事業の推進に関する事業
- (3) 公益目的事業に資するための収益を目的とする事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、富山県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 協会の目的である事業を行うために不可欠な別表第2の財産は、協会の基本財産とする。

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 協会に、評議員17名以上22名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員としての職務を行うために要する費用を支弁することができる。

2 前項の費用の支弁は、評議員会において別に定める報酬等の支給規則による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第 20 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第 90 条第3項の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を評議員会において別に定める報酬等の支給規則に基づき支弁することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問

(顧問)

第32条 協会に、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、知識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

4 顧問は、協会の事務遂行に関し、各般の意見を述べることができる。

第9章 会員

(会員)

第33条 協会の目的に賛同し、事業の推進を援助する個人又は団体を会員とすることができる。
2 会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める会員に関する規則による。

第10章 事務局

(設置等)

第34条 協会の事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局長は、専務理事をもって充てる。
3 事務局の重要な職員は、会長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務局に関する規則による。

第11章 支部

(支部の設置)

第35条 従たる事務所に支部を設置する。

(支部会長の選任)

第36条 各支部に支部会長を置き、理事会において選任する。

(支部会長の職務)

第37条 支部会長は、次の職務を行う。

- (1) 支部の予算の執行に関すること。
- (2) 支部の事務局職員の任免、服務及び給与に関すること。
- (3) 支部の会議に関すること。
- (4) 支部の財産の管理に関すること。

(支部運営規則)

第38条 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める支部運営規則による。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 協会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 協会は、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体

に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(委任規定)

第44条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は南義弘、業務執行理事は堀田眞二及び島田敏明とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

前川 和章	齊藤 慎一	酒井 敏明	久世 忠昭
原田 佳津広	村上 喜義	宮川 治樹	岡本 保
本多 哲三	石野 俊夫	大井 弘	井村 昭彦
山田 寛良	石崎 直樹	安達 功	西川 康夫
近藤 駿明	柳原 勝明	草野 久義	以上 19 名
- 5 平成 25 年 6 月 26 日 一部改定
(別表第 1)
- 6 平成 26 年 6 月 24 日 一部改定
(別表第 2)
- 7 平成 27 年 6 月 23 日 一部改正
(別表第 2)
- 8 平成 28 年 6 月 21 日 一部改正
(別表第 2)
- 9 平成 29 年 6 月 20 日 一部改正
(別表第 2)
- 10 平成 30 年 6 月 19 日 一部改正
(別表第 2)
- 11 令和元年 6 月 19 日 一部改正
(別表第 2)
- 12 令和 2 年 6 月 25 日 一部改正
(別表第 2)
- 13 令和 2 年 12 月 10 日 一部改正
(別表第 1)
- 14 令和 3 年 3 月 31 日 一部改正

(別表第1)

15 令和3年6月24日 一部改正

(別表第2)

16 令和4年6月23日 一部改正

(別表第2)

17 令和5年6月22日 一部改正

(別表第2)

別表第1 従たる事務所の所在地

支 部 の 区 分	所 在 地
黒 東 支 部	富山県下新川郡入善町櫛山 1385 番地
黒 部 支 部	富山県黒部市三日市 1524 番地 1
魚 津 支 部	富山県魚津市北鬼江 313 番地の 2
滑 川 支 部	富山県滑川市加島町 8 番地
上 市 区 域 支 部	富山県中新川郡上市町大坪 5 番地の 1
立 山 支 部	富山県中新川郡立山町米沢 18 番地の 1
富 山 中 央 支 部	富山市赤江町 5 番 1 号
富 山 南 支 部	富山市蜷川 123 番地 1
富 山 西 支 部	富山市婦中町宮ヶ島 229 番地 1
射 水 支 部	富山県射水市今井 170 番 1
高 岡 支 部	富山県高岡市あわら町 1 番 5 号
氷 見 支 部	富山県氷見市窪 300 番地
砺 波 支 部	富山県砺波市春日町 1 番 21 号
南 砺 支 部	富山県南砺市荒木 1008 番地
小 矢 部 支 部	富山県小矢部市小矢部町 6 番 5 号

別表第2 基本財産

財 産 種 別	場 所	・	物 量	等
土 地	富山市針原中町 80		840.89 m ²	
投 資 有 価 証 券	北陸銀行 利付き国債		59,641,720 円	
そ の 他 の 基 本 財 産	北陸銀行 普通預金		358,280 円	